

4. 米国における食のサステナビリティ

4-1 消費者の動向（現地調査）

4-2 食品小売の動向（調達コード等）

4-3 政策の動向

米国の関連政策の概要①

生産性向上を基盤とする食料システムの強化

- 米国農務省（USDA）は、1960年に多要素を加味した生産性の統計プログラムを導入して以来、50年以上にわたって農業生産性に着目
- USDAは、持続可能でレジリエントかつ包摂的な米国食料システムの道筋について、農業と食料システムは安定した農業生産性の成長を基盤とすると公表（1929年～2017年の間に主要食品の生産性は400%以上増、農地面積は9%減、1980年以降では、農地は2,000万ha減、森林は140万ha増）
- バイデン政権は、若者や女性等、不利な立場にあるコミュニティをエンパワメントすることによって、米国人の健康を支援し、気候変動と闘い、最も脆弱な立場にある人々のニーズに対処する食料システムの構築に尽力すると言及



EUのサステナビリティ戦略への対抗

- 2020年11月、USDAの経済調査局（ERS）は、EUが持続可能な食料システムを目指して新たに掲げたFarm to Fork（F2F）戦略（2020年）の影響評価報告書を公表。同戦略が実施された場合、世界の農産物生産量は11%減少し価格が89%上昇、食料不足人口は1.8億人以上増加する（農業所得は17%増加）との試算結果を示す等、評価は批判的
- 2021年11月3日、米国のヴィルサック農務長官は欧州委員会のヴォイチェホフスキ農業担当委員と会談し、有機農産物等を優遇するEUの貿易上の措置について、WTO協定違反となる可能性に言及する等して牽制



米国の関連政策の概要②

食品安全の徹底（米国食品安全強化法:FSMA）

- 米国の食品輸入業者に対し、外国供給業者検証プログラム（Foreign Supplier Verification Program: FSVP）として、輸入食品に対する食品安全計画の策定と実施を義務付け
- また、同法においてバイオテロ法の義務要件の一部が改正され、バイオテロ法に基づく施設登録は、偶数年の10月1日から12月31日の間にオンラインもしくは郵送で登録更新を実施
- 特に日本の食品関連事業者に影響が大きいとされているのが、危害の未然予防管理を含む食品安全計画の策定などを定めた規則（第103条規則）



特定の食品のトレーサビリティを強化

- FDAが、食品事故の拡大を防止・軽減するために食品の受領者を迅速かつ効果的に特定することを目的に公表
- 食品トレーサビリティ・リスト（FTL）に掲げられている食品（当該食品を原料として使用した食品も含む）を製造・加工、梱包、保管する者に対し、食品流通の要所（Critical Tracking Events（CTEs））で食品追跡のための重要な情報要素（Key Data Elements（KDEs））を含んだ記録の作成・維持を要求
- FTLに掲げられている食品としては、マグロ、ブリ、カンパチなどの魚介類、メロン（生鮮）、甲殻類、二枚貝（ホタテ貝柱を除く）、チーズ、葉物野菜など



米国の関連政策の概要③

中国新疆ウイグル自治区が関与する製品の輸入を原則禁止

- バイデン政権の政策プライオリティとして、「世界における米国の地位を回復するために、国家安全保障に従事する職員を強化し、世界中で民主的な同盟関係を再構築し、米国の価値と人権を擁護し、米国の中産階級がグローバル経済で成功するための環境を整える」ことを表明
- 2021年12月、「人身取引に対抗するための国家行動計画」を策定。不公正な競争から労働者を保護し、世界の労働基準を高めることが目的。財・サービス貿易で強制労働に対処する上の優先事項のほか、既存及び新たな貿易ツールの活用 of 行動計画等を定める予定
- 2021年12月、ウイグル強制労働防止法（UFLPA）を発表。中国の新疆ウイグル自治区が関与する製品の輸入を原則禁止。産業界が施行前に求めていた執行猶予措置は講じられず、2022年6月21日、輸入禁止措置を施行

【参考】加工食品の現地輸入規制

食品の衛生管理・安全性に関する規準	適正製造規範（GMP）	食品医薬品化粧品法に基づき、FDAは食品の安全性を確保するため食品の製造、包装、保管などの「適正製造規範（Good Manufacturing Practice: GMP）」を設定。GMPを遵守せずに製造、包装された食品は「不良食品」として輸入および州間取引を禁止
	バイオテロ法	米国へ輸入される食品を製造／加工、梱包、保管する施設は登録をすると共に、輸入業者は、輸入食品が米国に到着する前に、FDAに食品輸入の事前通告を実施
	食品安全強化法	米国の食品輸入業者は、輸入食品に対する食品安全計画の策定と実施が義務付け。2012年夏以降、米国向けに食品を輸出している米国外の施設に対し、FDAによる査察を実施
加工食品の輸入において留意すべき規則	重金属および汚染物質	食品に含まれる有毒および有害な物質の許容量は、食品医薬品化粧品法第406条に基づく規則で設定。FDAが食品に関して暫定残留許容濃度を定めている物質は、ポリ塩化ビフェニール類（PCB類）のみ
	残留農薬に関する規則	連邦殺虫剤殺菌剤殺鼠法に基づき、EPAは登録済みで使用を認めたもの以外の農薬の使用を禁止し、食品の残留農薬の許容量を設定。一般の食品についてはFDA、畜肉、卵製品についてはFSISが所管
	食品添加物に関する規則	食品添加物は21CFR Part172～180に、食品に直接あるいは間接的に使用可能な物質とその含有量が規定。新規の食品添加物を使用する場合は、Food Additive Petition を提出の上、FDA の許可が必要
	食品包装材	食品に接触するものは「間接的な食品添加物」とみなされ、食品添加物と同じ規則が適用。包装材に関する使用可能な物質リストは21CFR Part175～177に、使用できない物質はPart189に設定。なお、カリフォルニア州は「カリフォルニア州法プロポジション65」を制定し、缶やビン類などの容器に含まれるビスフェノールA（BPA）成分の使用を禁止
特定食材において留意すべき規則	食肉加工品	食肉加工品の輸入は、原則FSISの所轄であり、米国内の認可工場もしくはFSIS承認の米国外の施設で加工された食肉原料のみ使用を許可。加工食品に含まれる肉または畜肉エキスの割合が一定以下の場合、FDAの所轄
	牛乳や卵等動物由来物質を含む加工食品	牛乳や卵等の動物由来物質を含む加工食品は、APHIS「Animal Product Manual 91」にて、必要な手続きを設定
	水産加工品	米国向けに輸出する水産加工品の製造業者は、21CFR Part123に基づき、食品製造工程上の危害要因を分析し、重要な管理点を継続的にモニタリングすることで食品事故の発生を未然に防ぐことを主な目的としたHACCPに従う
	低酸性缶詰食品および酸性化食品に関する規制	米国で販売される低酸性缶詰食品（パウチ、ガラス瓶含）は、21CFR Part108-8, 113-9, 114-10により、FDAに「低酸性缶詰食品製造施設」登録し、低酸性缶詰食品の製造工程を提出

（資料）JETRO公開資料よりみずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

健康・安全に関する政府機関

- 米国では、食品の安全に関する規制・監督等に関し、主に保健福祉省（HHS）／食品医薬品局（FDA）、農務省（USDA）／食品安全検査局（FSIS）、環境保護庁（EPA）の3つの政府機関が管轄。米国に輸入される食品については、各省庁がそれぞれの所管法令に基づく関連規則を策定し、執行する
- その他、輸入に関連する省庁として、税関・国境保全局（CBP）、連邦取引委員会（FTC）、アルコール飲料に関する規制の一部は酒類タバコ税貿易管理局（TTB）が挙げられる

機関	 農務省（USDA） 食品安全検査局（FSIS）	 保健福祉省（HHS） 食品医薬品局（FDA）	 環境保護庁 (Environmental Protection Agency: EPA)
主な業務	- 輸出入品を含め、州境を越えて流通（州際取引）される畜肉（牛、羊、豚、ヤギ、馬等）及びその加工品、家きん肉（鶏、七面鳥等）及びその加工品、卵製品について、安全性、品質、食品表示に関する規制を所管 - 家畜の疾病検査、農薬や動物用医薬品などの残留検査を実施 - 食肉処理工場内及び加工工程における微生物汚染を防止するための指導・監視・査察	- ほぼ全ての食品（USDA 所管の畜肉・家きん肉（及びその加工品）、卵製品を除く）の安全性、品質、食品表示に関する規制を所管 - 食品の他、医薬品、化粧品、医療機器等に関する規制も所管 - FDA下の食品安全・応用栄養センター（Center for Food Safety and Applied Nutrition, CFSAN）では食品の定義と規格基準、表示などを策定 - 食品添加物や動物用医薬品などの登録にかかわる安全性・有効性の評価や使用基準・残留基準の設定や関連施設の査察を実施	- 農薬プログラム局（Office of Pesticide Programs）が、米国内で流通する農薬の使用の安全性に関する規制を所管し、食品の残留農薬基準を設定（ただし、残留農薬基準を超える食品の取締りはFDA） - 新たな登録に必要な安全性・有効性の評価や環境影響評価、使用基準・残留基準の設定を実施 - 農薬の使用状況など農薬使用に関連する規制の順守状況の調査や査察を実施
対象	植物、その他生物（昆虫、キノコ、微生物等）、動物、獣医用生物製剤	食品、飼料、添加物、医薬品、動物用医薬品	農薬（バイオテクノロジーによって植物に含まれているものも含む）
根拠法	Plant Protection Act, Animal Health Protection Act, Virus-Serum-Toxin Act	Federal Food, Drug and Cosmetic Act, Public Health Service Act	Federal Insecticide, Fungicide, and Rodenticide Act

健康・安全に関する政策動向①

- 米国では、輸入における食品の健康や安全に関する法規制は、主にFDA及びUSDAが所管している
- 近年の食品輸入に関する法規制強化の大きな契機となったのは、2001年9月11日の米国同時多発テロである。輸入食品に関する規制が強化され、バイオテロ法（The Public Health Security and Bioterrorism Preparedness and Response Act of 2002）が制定された。同法により、米国内外の食品関連施設の登録や、輸入時の事前通知が義務付けられた。登録については、更新制を義務付けるなど再度大改正が行われている
- また、米国では、過去に多数の食品事故が起き、公衆衛生上の大きな負担となっているが、その背景には食品安全や輸入に関する制度の脆弱性があり、ほとんどの場合は事故の予防が可能と考えられる
- こうした背景から、食料供給の過程で安全を保障することにより公衆衛生を向上する目的で、2011年1月4日に食品安全強化法（Food Safety Modernization Act : FSMA）を制定
- FSMAは米国の食品規制の70年ぶりの抜本改革といわれ、FDAの権限を多岐にわたり強化
- 健康・安全に関する政策動向について、次頁に示す

健康・安全に関する政策動向②

時期	法令・政策	内容
2002年6月 (2003年12月施行)	バイオテロ法 (The Public Health Security and Bioterrorism Preparedness and Response Act of 2002)	2001年9月11日の米国同時多発テロを受けて成立 「食品関連施設の登録」、「輸入時の事前通知」、「記録の保存」、「行政による留置」を義務付け - 米国へ輸入される食品を製造／加工、梱包、保管する施設は登録をすると共に、輸入業者は輸入食品が米国に到着する前にFDAに食品輸入の事前通告を実施
2011年1月4日	米国食品安全強化法 (Food Safety Modernization Act: FSMA)	- 米国の食品輸入業者に対し、外国供給業者検証プログラム（Foreign Supplier Verification Program: FSVP）として、輸入食品に対する食品安全計画の策定と実施を義務付け - また、同法においてバイオテロ法の義務要件の一部が改正され、バイオテロ法に基づく施設登録は、偶数年の10月1日から12月31日の間にオンラインもしくは郵送で登録更新を実施 - 特に日本の食品関連事業者に影響が大きいとされているのが、危害の未然予防管理を含む食品安全計画の策定などを定めた規則（第103条規則）
2020年7月16日	日米が有機畜産物等に関する輸出入の条件に合意	2014年1月以降、日本の有機JAS制度の認証を受けた有機農産物およびその加工食品は、米国の有機認証を受けずに「organic」などと表示して輸出が可能となっていたが、2020年7月以降、有機畜産物も同様の措置となった
2020年9月21日	「特定の食品のトレーサビリティに関する追加的な要件に関する規則案」公表	- FDAが、食品事故の拡大を防止・軽減するために食品の受領者を迅速かつ効果的に特定することを目的に公表 - 食品トレーサビリティ・リスト（FTL）に掲げられている食品（当該食品を原料として使用した食品も含む）を製造・加工、梱包、保管する者に対し、食品流通の要所（Critical Tracking Events（CTEs））で食品追跡のための重要な情報要素（Key Data Elements（KDEs））を含んだ記録の作成・維持を要求
2022年11月21日	「特定の食品のトレーサビリティに関する追加的な要件に関する規則」の最終規則を公表	2020年に公表した規則案について、同年9月2～2021年1月までに行われたパブリックコメントの結果を踏まえて修正 - FDAは食品安全強化法第204条で「高リスク食品」を指定し、それらを製造・加工、梱包（こんぼう）、保管する施設に対し、トレーサビリティに関する記録保存を義務付けるとしていた。同規則は「高リスク食品」の指定や必要な記録、保管の方法などを規定 - 最終規則は2023年1月20日に発効し、3年後の2026年1月20日に施行予定 - FTLに掲げられている食品としては、マグロ、ブリ、カンパチなどの魚介類、メロン（生鮮）、甲殻類、二枚貝（ホタテ貝柱を除く）、チーズ、葉物野菜など
2023年1月	オーガニック執行強化 (Strengthening Organic Enforcement: SOE) 最終規則を発表	- 米国農務省のNational Organic Program (NOP)は、オーガニック規制を更新し、NOP 認証をすべての輸入有機食品に義務付け。サプライチェーン上の関係者（仲買や卸を含む）はNOPプロトコルを要遵守 - 同規則により、より強固な記録管理、トレーサビリティ慣行、不正防止手順の権限が強化されるとともに、立入検査の権限を強化

健康・安全に関する政策動向③：食品安全強化法（FSMA）の概要

- FSMAは2011年1月に制定されて以降、具体的内容を定めた詳細規則が順次公表されている。本法は、米国内に流通する輸入食品にも適用されるため、米国向け輸出に関わる日本企業も対応が必要となる。輸出に関連する主な条項は以下のとおり

強化・導入された事項	条文	概要
外国施設へのFDA検査の大幅強化	第201条、第306条	FDAの権限が大幅に強化され、米国内に流通する食品を製造／加工、梱包、保管する米国外の食品関連施設に対して査察を実施。日本の食品関連施設においても、2012年夏頃から実施
バイオテロ法に基づく登録情報の更新制度の導入	第102条	米国内でヒトや動物の消費に供するための食品を製造／加工、梱包、保管する国内外の施設は、バイオテロ法に基づくFDAへの施設登録が必要
食品安全計画の策定・実施	第103条	バイオテロ法に基づく登録施設は、FSMA第103条により危害分析と予防管理を含む食品安全計画を策定・実施。米国に供給される食品を扱う全ての食品関連施設に危害分析重要管理点（HACCP）方式の基本原則を導入
農産物安全基準	第105条	ヒトが消費する果実・野菜を、未加工または自然な状態で生産、収穫、梱包および保管する農場は、微生物学的汚染リスクを最小化するための、FDAが示す手続き、手順及び慣行を遵守
意図的な食品不良の防止	第106条	意図的に不良が引き起こされるリスクが高い、消費者用に包装される前のバルクとして扱われる食品を対象に、その食品の流通過程における脆弱な点について、意図的な食品不良事故を防止する措置を義務付け
米国の食品輸入者による輸入食品の安全検証	第301条	輸入業者は、輸入食品が①第103条の計画に沿って製造されたか、または、第105条が規定する農産物の場合は同条の基準に従っているか、②不良状態（adulterated）ではないか、③不当表示（misbranded）がなされていないかについて、リスクに応じた外国供給業者の検証を義務付け
輸入食品に対する証明書の要求	第303条	FDAが必要と認める場合、食品の輸入に際し、政府または認定を受けた第三者監査人の証明書を要求が可能となった。証明書を要求するかどうかは、FDAが食品のリスクや、生産地のリスクなどを考慮して決定
第三者監査制度の導入	第307条	任意適格輸入業者プログラムに参加するために必要な証明や、輸入時の証明を行う第三者の監査制度を創設
試験所の認定制度の導入	第202条	食品の輸入時の試験検査は、FDAの承認を受けた認定機関の認定を受けた試験所が実施。施行後は、FDAに試験結果を求められた場合、認定試験所に試験を依頼し、その結果を提出。試験所の認定は5年ごとの更新
高リスク食品のトレーサビリティの強化	第204条	FDAが指定する高リスク食品について、2年間の記録保存を義務付け
衛生的な食品輸送	第111条	食品の衛生的な輸送を確保することを義務付け。具体的には、食品の温度の不適切な管理、積荷交換時の車両の不完全な清掃など、輸送上の食品安全リスクを予防することを要求

（資料）JETRO公開資料よりみずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

健康・安全に関する政策動向④：FSMAの主要規則の公表スケジュール

- FSMAの具体的内容を定めた詳細規則のスケジュールは以下のとおり
- 特に第103条規則は、日本の食品関連事業者に影響が大きいとされている

食品安全強化法（FSMA）主要規則のスケジュール

規則	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
危害分析およびリスクに基づく予防管理（第103条）	9月19日 適用期限（原則）	9月18日 適用期限（正規従業員500人未満）	9月17日 適用期限（売上高100万ドル未満）			
農産物安全基準（第105条）	1月26日 最終規則施行	1月26日 適用期限（スプラウト関係）	1月26日 （施行日から2年後） 適用期限（原則）	1月28日 （施行日から3年後） 適用期限（売上高25万ドル以上～50万ドル未満）	1月27日 （施行日から4年後） 適用期限（売上高2.5万ドル以上～25万ドル未満）	
外国供給業者検証プログラム（第301条）	1月26日 最終規則施行	5月30日（公布日から18カ月後） 適用期限（原則）	3月19日 適用期限（正規従業員500人未満の食品メーカーに対する検証）	3月18日 適用期限（売上高100万ドル未満の食品メーカーに対する検証）		
衛生的な食品輸送（第111条）	4月5日 最終規則公表 4月6日 最終規則公布 6月6日 最終規則施行	4月6日（公布日から1年後） 適用期限（原則）	4月6日（公布日から2年後） 適用期限（正規従業員500人未満、年間取扱高2,750万ドル未満）			
意図的な食品不良の防止（第106条）	5月26日 最終規則公表 5月27日 最終規則公布 7月26日予定 最終規則施行			7月26日 （施行日から3年後） 適用期限（原則）	7月26日 （施行日から4年後） 適用期限（正規従業員500人未満）	7月26日 （施行日から5年後） 適用期限（売上高1,000万ドル未満）

（資料）JETRO公開資料よりみずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

健康・安全に関する政策動向⑤：加工食品の現地輸入規制

- 食品の中でも、特に加工食品の輸入に係る主な法規制は以下のとおり
- なお、加工食品の輸入に関しては、主にFDAが所管しているが、食品の原材料や割合、加工状態等により、他の法規則や機関が所管している場合もあるため、確認が必要

食品の衛生管理・安全性に関する規準	適正製造規範（GMP）	食品医薬品化粧品法に基づき、FDAは食品の安全性を確保するため食品の製造、包装、保管などの「適正製造規範（Good Manufacturing Practice: GMP）」を設定。GMPを遵守せずに製造、包装された食品は「不良食品」として輸入および州間取引を禁止
	バイオテロ法	米国へ輸入される食品を製造／加工、梱包、保管する施設は登録をすると共に、輸入業者は、輸入食品が米国に到着する前に、FDAに食品輸入の事前通告を実施
	食品安全強化法	米国の食品輸入業者は、輸入食品に対する食品安全計画の策定と実施が義務付け。2012年夏以降、米国向けに食品を輸出している米国外の施設に対し、FDAによる査察を実施
加工食品の輸入において留意すべき規則	重金属および汚染物質	食品に含まれる有毒および有害な物質の許容量は、食品医薬品化粧品法第406条に基づく規則で設定。FDAが食品に関して暫定残留許容濃度を定めている物質は、ポリ塩化ビフェニール類（PCB類）のみ
	残留農薬に関する規則	連邦殺虫剤殺菌剤殺鼠法に基づき、EPAは登録済みで使用を認めたもの以外の農薬の使用を禁止し、食品の残留農薬の許容量を設定。一般の食品についてはFDA、畜肉、卵製品についてはFSISが所管
	食品添加物に関する規則	食品添加物は21CFR Part172～180に、食品に直接あるいは間接的に使用可能な物質とその含有量が規定。新規の食品添加物を使用する場合は、Food Additive Petition を提出の上、FDA の許可が必要
	食品包装材	食品に接触するものは「間接的な食品添加物」とみなされ、食品添加物と同じ規則が適用。包装材に関する使用可能な物質リストは21CFR Part175～177に、使用できない物質はPart189に設定。なお、カリフォルニア州は「カリフォルニア州法プロポジション 65」を制定し、缶やビン類などの容器に含まれるビスフェノールA（BPA）成分の使用を禁止
特定食材において留意すべき規則	食肉加工品	食肉加工品の輸入は、原則FSISの所轄であり、米国内の認可工場もしくはFSIS承認の米国外の施設で加工された食肉原料のみ使用を許可。加工食品に含まれる肉または畜肉エキスの割合が一定以下の場合は、FDAの所轄
	牛乳や卵等動物由来物質を含む加工食品	牛乳や卵等の動物由来物質を含む加工食品は、APHIS「Animal Product Manual 91」にて、必要な手続きを設定
	水産加工品	米国向けに輸出する水産加工品の製造業者は、21CFR Part123に基づき、食品製造工程上の危害要因を分析し、重要な管理点を継続的にモニタリングすることで食品事故の発生を未然に防ぐことを主な目的としたHACCPに従う
	低酸性缶詰食品および酸性化食品に関する規制	米国で販売される低酸性缶詰食品（パウチ、ガラス瓶含）は、21CFR Part108-8, 113-9, 114-10により、FDAに「低酸性缶詰食品製造施設」登録し、低酸性缶詰食品の製造工程を提出

（資料）JETRO公開資料よりみずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

環境に関する政策動向①

- 生産性向上を重視する米国では、大規模化と近代化を推進し、食料生産の増大と引き換えに土壌流亡、塩類集積、地下水位の低下等を問題となり、多くの先進国と同様に農業においても、近年ますます環境との関連が重視されるようになってきている
- 現バイデン政権は、2021年1月の大統領就任初日に地球温暖化の国際的な枠組であるパリ協定への復帰を国連に通知し、4月には気候変動サミットを開催する等、気候変動対策を重視する姿勢を示している

時期	法令・政策	内容
2018年12月20日	2018年農業法（2018 Farm Act）	・ 農業法（Farm bill）は米国における農業政策の根拠法であり、1930年代に導入されてから約5年おきに更新 ・ 内容としては、農産物への支援プログラムに加え、近年ではさらに環境保護やバイオエネルギーに関するプログラムも含む ・ 農地の環境保全プログラムは主に耕作地プログラム（Working Land Programs）と休耕・緩和プログラム（Land Retirement and Easement Programs）に分類。これらのプログラムへの加入有無は生産者の自由 ✓ 耕作地プログラム（Working Land Programs） ➢ 保全励行計画（Conservation Stewardship Program : CSP） ➢ と環境改善奨励プログラム（Environmental Quality Incentives Program : EQIP）等 ✓ 休耕・緩和プログラム（Land Retirement and Easement Programs） ➢ 環境保全留保計画（Conservation Reserve Program : CRP） ➢ 農業保全地役プログラム（Agricultural Conservation Easement Program : ACEP）等
2021年1月27日	大統領令14008（Tackling the Climate Crisis at Home and Abroad）	・ 2021年1月27日発出。第1部及び第2部が環境に関する項目 ・ 第2部において、農務省に対し、大統領令の発効から60日以内に、農業従事者、牧場主、森林所有者、自然保護団体、その他の利害関係者から農務省のプログラム、資金調達・融資能力、その他の権限の最善の活用方法についての意見収集を実施 ・ また、本命令の日付から90日以内に、国内気候タスクフォースに対し、農業・林業気候戦略に関する提言書を提出
2021年1月28日	バイデン政権の政策プライオリティ	・ ①COVID19、②気候変動対策、③人種間の公平性、④経済、⑤ヘルスケア、⑥移民問題、⑦国際的地位のうち、②気候変動対策については、気候変動の差し迫った自体に対処するために迅速な行動を起こすこと、化学の要求に応えると同時に、米国の労働者や企業がグリーンエネルギー革命をリードできるようにすることを表明
2021年3月12日	米国救済法（American Rescue Plan Act of 2021）	・ 総額104億ドルを支出 ・ 農業分野では、サプライチェーンの監視、債務救済、助成金、研修、教育、土地取得プログラム等 ・ USDAに対し、社会的弱者救済を含む10項目に支出

環境に関する政策動向②

年月日	法令・政策	内容
2021年9月23-24日	国連食料システムサミット (UNFSS)	- USDAは100億米ドルの拠出を公表（うち50億米ドルは国内向け）し、SDGs達成に向けて以下のコミットメントを表明 ✓ 気候変動に対応した農業イノベーションミッション（AIM for Climate : AIM4C） ✓ 食料安全保障と資源保全のための持続的生産性向上に関する同盟（SPG同盟）の設置 ✓ 学校給食同盟（SM同盟）への参加促進を主導 ✓ フードロスに対抗する同盟（FNW同盟）への支援等 ✓ 持続可能でレジリエントかつ包括的な米国食料システムの構築 - 米国農務省（USDA）は、以下の点に着目した持続可能な食料システム構築のため、人種的正義と公平な取り組み、食料サプライチェーン、農業競争力、気候スマート農業・林業（CSAF）戦略の策定に係るステークホルダーとの意見交換を実施 ✓ 連携によって確保される安全な栄養、公平な生活、包摂性 ✓ イノベーション、動機付け、市場によって可能となる気候スマート農業 ✓ 校正で競争的な市場に基づく、レジリエントで効率的かつ生産性の高い食品システム
2021年11月5日	インフラ投資及び雇用法 (Infrastructure Investment and Jobs Act)	- 農業分野では、農業輸送ネットワークの改善、環境回復力の向上、既存の水インフラの強化、デジタルバイドの解消等へ支出。うち、環境回復力の向上では以下の活動を実施 ✓ 環境修復や気候変動の影響からの保護のための投資を実施 ✓ 210億ドルを投資し、放置された井戸や鉱山の環境を改善 ✓ 将来の厳しい気象現象に対する全体的な回復力を高めるため、道路・橋・港・水路等へ投資
2021年11月19日	より良き再建法案（Build Back Better Act : BBB法） →インフレ削減法案へ規模縮小	- 被覆作物を利用する生産者に対して1エーカーあたり最大25ドル、最大1,000エーカーの補助金を支給 - 土地所有者はカバークロップの資金として1エーカーあたり5ドルを支給 - 炭素隔離と温室効果ガス排出量の定量化 - 天然ガスや石油の排出者に課されるメタン税を導入
2022年8月16日	インフレ削減法（Inflation Reduction Act of 2022）	- 気候スマート農業 ✓ 農家と牧場主に対し、気候対策に必要なツールに200億ドルを拠出 ✓ メタン等のGHG削減に向け、土壌や樹木の炭素貯留量を増加させる自然保護活動の実施・拡大を支援 ✓ 肥料使用の最適化、被覆作物の拡大等の持続可能な慣行を奨励 - 地方電力及びグリーン・エネルギー ✓ 地方における家計の負担軽減及びグリーン・エネルギー事業への所得支援に140億ドルを拠出 ✓ 地方におけるGHG削減に向け、グリーン・エネルギー移行のための電力協同組合を支援 ✓ 農村、農家、中小企業経営者が再生可能エネルギーへ投資し、エネルギー効率を向上させることを支援 ✓ 外国産石油資源への依存を削減し、ポンプコストを下げるため、米国産バイオ燃料のインフラへ大規模投資を実施 - 山林火災防止及び気候スマート林業 ✓ 気候に配慮した林業を支援するために50億ドルを拠出 ✓ 公有地と私有地双方の森林保健プロジェクトに投資する他、気候変動に配慮した林業に投資し、炭素隔離を促進